

# 公益財団法人 日本体操協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本体操協会（英文名：JAPAN GYMNASTICS ASSOCIATION〔略称 JGA〕）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を、東京都新宿区に置く。

2 この法人は理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、我が国における体操界を統括し、代表する団体として体操の振興及び普及奨励を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 体操の振興及び普及奨励に関する基本方針を確立すること
- (2) 国際体操連盟(Fédération Internationale de Gymnastique)、アジア体操連合(Asian Gymnastics Union)に国内体操界を代表して加盟し、相互の目的の達成に向けて参画、連携協力すること
- (3) 公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会に国内体操界を代表して加盟し、相互の目的の達成に向けて参画、連携協力すること
- (4) 本会加盟の都道府県協会・連盟及び競技団体と連携協力し、相互の事業推進を図ること
- (5) オリンピック競技大会等の国際競技大会に日本を代表する選手団を選定し、派遣すること
- (6) 体操に関する競技会、発表会、研修会、講習会等を開催すること
- (7) 体操の選手を育成・強化し、国際的な地位を確立するための競技力向上を図ること
- (8) 体操愛好者を育成し、心身共に健康で明るいコミュニティ構築に寄与すること
- (9) 体操とスポーツを結びつけるスクールを運営し、その知見をもとにスポーツ界発展に寄与すること
- (10) 体操の指導者を育成し、認定すること
- (11) 体操の審判員を育成し、認定すること
- (12) 体操に関する規則を制定すること
- (13) 功労のあった団体、役員、選手等を表彰すること
- (14) 競技場施設、器械・器具を検定し、認定すること
- (15) 体操に関する情報を収集し、ホームページなどで提供すること
- (16) 体操に関する刊行物、物品等を制作し、提供すること
- (17) 本条に定める事業の遂行に必要な財源調達を図るための事業
- (18) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行なうものとする。

### 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行なうために不可欠な財産として評議員会で定めたものとする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用は会長が行なうものとし、その方法は理事会の決議により別に定める経理規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け)

第12条 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行なおうとするとき及び資金の借入をしようとするとき（その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除く）は、評議員会の承認を得なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に評議員20名以上25名以内を置く

- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事、使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行なう。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
  - (1) この法人または関連団体（主要な取引先および重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者または使用人
  - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
  - (3) 第1号または第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会または評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
  - (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人および役員等（理事、監事および評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況

- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
  - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
  - (2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員のうち理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数、または評議員のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

#### (評議員会議長)

- 第16条 評議員のうち、1名を評議員会議長(外国に対しては **Chairman** と称する)とする。
- 2 評議員会議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選出する。
  - 3 評議員会の議事進行は、評議員会議長が行なう。ただし評議員会議長に事故があるとき、または欠けたときは、これに代わる評議員会議長を評議員会の決議によって評議員の中から選出する。

#### (評議員の任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

- 第18条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

### (構成)

- 第19条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任および解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 長期借入金の承認
- (8) 重要な財産の処分または譲り受けの承認
- (9) 基本財産の処分または除外の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第23条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または評議員の承諾を得て電磁的方法（電子メール等）により招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

第24条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。
  - (1) 長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受けの承認
  - (2) 監事の解任
  - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 定款の変更

(5) 基本財産の処分または除外の承認

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第26条 評議員会の議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、会議に出席した評議員会議長及び評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員配置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 4 本条第2項の会長のほか、副会長若干名、専務理事1名をそれぞれ置く。

(役員選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、その他の理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及びその他の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは

は定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること、ただしその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、この行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (役員任期及び定年)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第27条で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 5 役員の定年は、評議員会の決議により別に定める役員の定年に関する規程によるものとする。

#### (役員解任)

第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき

#### (役員に対する報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

#### (取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその

理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に



加わることのできる理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第42条 理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし会長及びその他の理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び理事のうちから選出された議事録署名人1名並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 第37条第2項の理事会においては、当該理事会に出席した理事及び監事が第1項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 名誉会長・顧問等

第44条 この法人に名誉会長1名、顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で提案され、理事会承認後、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、顧問は、次の職務を行なう。
  - (1) 会長の相談に応じること
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 名誉会長は、10年以上会長職を務められた者とする。

## 第9章 業務執行役会議

(業務執行役会議)

第45条 この法人の事業を円滑に執行するため、理事会の決議に基づき、業務執行役会議を置く。

- 2 業務執行役会議の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第10章 委員会

(委員会)

第46条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議に基づき、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第11章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第 48 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え、または、それらの電磁的記録の備え付け及び保存をしなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 評議員及び役員の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告及び計算書類等
  - (9) 監査報告
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類（公法 21、同規 27、28）
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第 12 章 加盟団体

(加盟)

第 49 条 この法人の趣旨に賛同する次に掲げる団体は、理事会の決議を経て、加盟団体となることができる。

- (1) 各都道府県を単位とする体操に関する団体
  - (2) 全国的に組織された体操に関する団体
- 2 加盟団体に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める加盟団体規程による。

(加盟料)

第 50 条 加盟団体は、理事会において定める加盟料を納付するものとする。

- 2 既納の加盟料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(資格の喪失)

第 51 条 この法人の加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第 52 条 この法人の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除名)

第 53 条 この法人の加盟団体が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為のあったとき

## 第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 15 条についても適用する。

(解散)

第 55 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 56 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財団の帰属)

第 57 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 14 章 公告の方法

(公告)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行なう。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞に掲示するものとする。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は二木英徳とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小野 喬	大島斎礼	早田卓次	加藤澤男
瀧澤康二	朝倉正昭	林 直樹	小篠弘子
寺田千代乃	柳 善二郎	長澤稔子	福本 隆
三畑武一	森田弘文	山岸弘宜	三輪康廣
大橋英記	藤田正敏	渡邊一郎	田中誠一
立藤三千洋	森 令子	竹谷 一	関貫 勉
知念義雄			

(改定)

2012年 1月 12日承認 (2013年 4月 1日施行)

2018年 3月 25日改定・施行

2019年 3月 23日改定・施行

2021年 6月 26日改定・施行

2023年 1月 9日改定

2023年 6月 25日施行